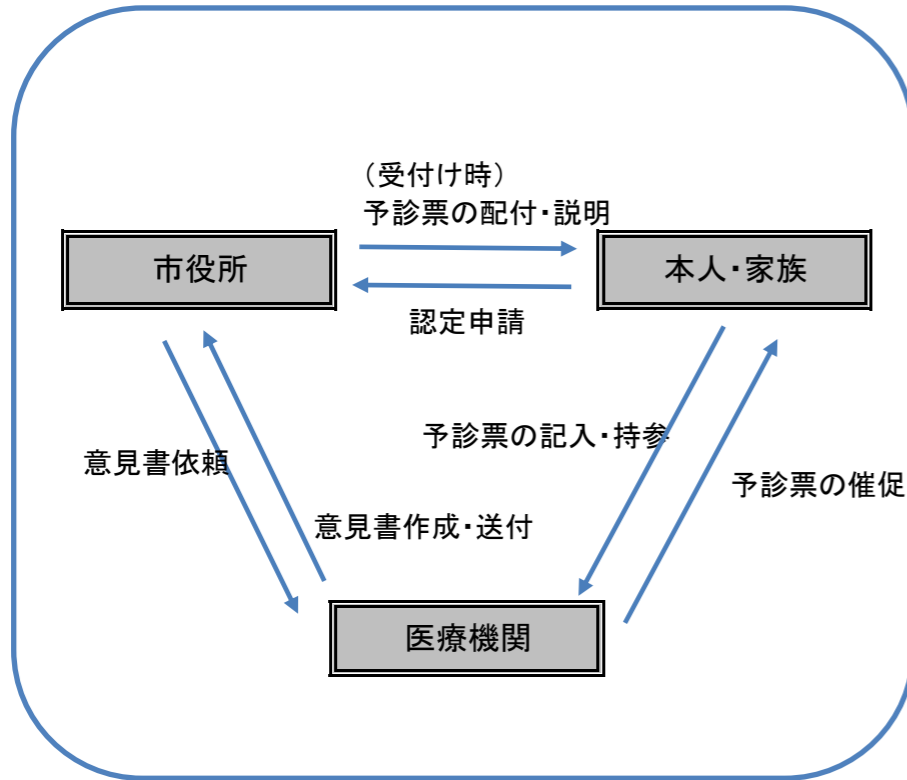
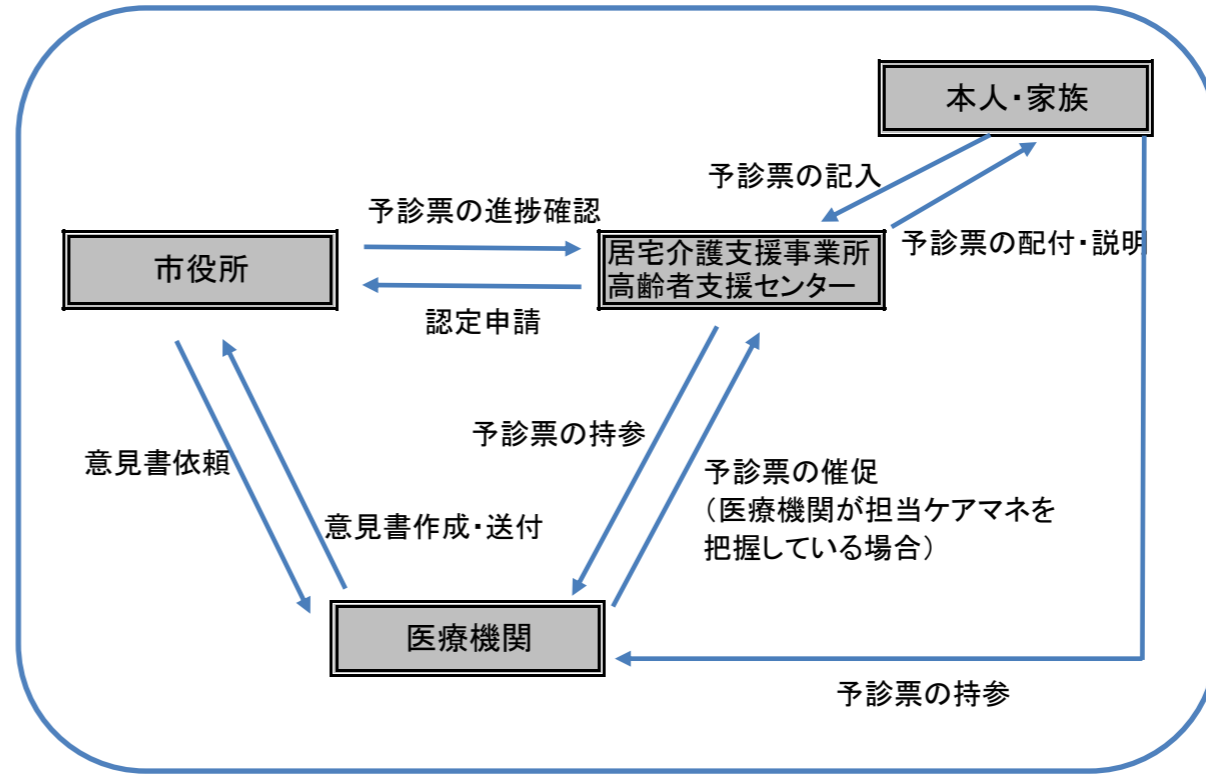


予診票運用フロー

本人・家族申請



代行申請の場合



○予診票が必ず必要になる場合(例)

- ・主治医が被保険者の日頃の状況を把握することが困難な場合
- ・通院の間隔が長い場合
- ・被保険者に認知症等があり、家族等の受診介助がなく聞き取りによっても状況把握が困難な場合
- ・初診から間もない場合

○予診票が必要とならない場合(例)

- ・被保険者の日頃の状況を十分把握している場合等で、主治医が予診票は必要ないと判断した場合

※新規・更新申請ともに上記のフローとなります。